

飾磨西VBC 会員規約

第1条（名称）

- 第1項 本会は、飾磨西VBC（バレーボールクラブ）と称する
- 第2項 本会の事務局を「姫路市飾磨区加茂254-205」に置く
- 第3項 本会は2026年（令和8）年8月1日に設立する

第2条（目的）

- 第1項 本会は、中学生が生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動等の活動に親しむことができる環境を整備することを目的とする
- 第2項 本会の活動は、文部科学省の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」および「姫カツ活動ガイドライン」に適合した活動とする
- 第3項 前2項の目的に加えて、以下の必要な事業を実施する
 - 1. 兵庫県中学校体育連盟（以下、中体連）等が主催する大会に参加する
 - 2. 他チームとの交流を目的として、練習試合等を行う

第3条（規約の優先）

本会の規約の定めが、上位規約である「姫カツクラブ共通規約」に抵触するときは、その条項は無効とし、「姫カツクラブ共通規約」の定めを優先するものとする

第4条（活動時間と場所）

- 第1項 本会における1日の活動時間は、休日3時間程度とする。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、会員の負担とならないよう配慮するものとする
- 第2項 本会の活動拠点を「姫路市立飾磨西中学校 体育館」とする
ただし、周辺小学校・公共施設でも活動を行う場合がある

第5条（会員の入会）

- 第1項 会員は、姫路市立中学校および小中学校（後期課程）の生徒で構成する
- 第2項 本会への入会は、「姫カツクラブ共通規約」に基づき、所定の手続きを行い、承認を得るものとする

第6条（選手登録および保険の加入）

- 第1項 中体連等が主催する大会等に参加する目的で、必要な選手登録および登録費については本会事務局が責任をもって登録・支払いを行う。なお、選手登録費用については会員個人の負担とする
- 第2項 会員および指導者は、姫カツコンソーシアム運営事務局（以下、運営主体という）が一括でスポーツ安全保険に加入し、保険料は、会費をもってそれに充てる
- 第3項 非会員の活動中の事故については、本会及び運営主体は一切の責任を負わない

第7条（会費等について）

- 第1項 会費は年会費と月会費とし、金額および納入方法は「姫カックラブ共通規約」第8条、第9条、第10条の定めに従うものとする
- 第2項 大会の参加費、遠征費、備品等の購入費用など、活動に直接必要な実費については、会員から別途徴収することができる
- 第3項 会費の納入が3カ月以上遅延した会員は、「姫カックラブ共通規約」に基づき退会の対象とする

第8条（退会・除名）

- 第1項 会員が退会を希望した場合、「姫カックラブ共通規約」第13条による手続きにより任意に退会することができる。退会手続き完了日および退会日については、「姫カックラブ共通規約」第10条の定めに従うこととする
- 第2項 前条第3項に該当する会員が生じた場合、本会において退会させることができる
- 第3項 会員が、下記の事項に該当した場合、本会事務局は運営主体に諮問し、運営主体の役員会決議をもって除名することができる
 - 1. 本会の活動に対し、あらゆるハラスメント・名誉毀損行為等が行われた場合
 - 2. 中学生としての秩序・規則・風紀を乱す行為があった場合
 - 3. 本会を通さずに、無断で他チームに移籍をした場合
- 第5項 退会・除名に伴う選手登録の抹消等については、本会事務局にて行う

第9条（保護者育成会）

- 第1項 本会に、保護者育成会を設置し、会員の保護者がこれに属する
- 第2項 第1項に基づき、保護者育成会において下記役員を配置する
会長 1名、副会長 若干名、会計 1名、会計監査 1名
- 第3項 役員の任期は毎年行われる中播総体から翌年の中播総体までの1年間とし、再任は妨げない。また、兼任も可能とする

第10条（保護者育成会総会・保護者会）

- 第1項 年1回定期総会を開催する
- 第2項 会長は保護者会を必要に応じて招集する
- 第3項 保護者会は、必要に応じ、指導者・事務局が臨時に招集することも可能とする

第11条（保護者育成会役員の職務）

- 第1項 会長は保護者を代表して本会事業を補佐する。また、必要に応じて、事務局および指導者に対し会議を招集する
- 第2項 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時は、会長を代行する
- 第3項 会計は、部会費を徴収・管理し、帳簿を整理する
- 第4項 会計監査は、会計年ごとに適切に会計がなされていることを監査し、必要に応じて、運営主体に報告・通報することができる

第12条（会計）

- 第1項 本会の会計年度は、4月1日～翌年3月31日までとする
- 第2項 指導者への報酬については、部会費からは支払わない。ただし、保護者育成会が必要相当と認めたものは除く
- 第3項 寄付等の部会費外の収入があった場合、遅滞なく保護者育成会に報告し、会計処理する

第13条（指導者）

- 第1項 本会の指導者は、指導者及び一社会人として、円満な人格を形成し見識を高めるため、常に自己研鑽に努め、適切な指導を行わなければならない
- 第2項 本会の指導者は、技術向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、会員同士や会員と指導者等と好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない
- 第3項 本会の指導者は、姫カツ運営事務局が指定する研修課程を受講しなければならない。ただし、J S P O（日本スポーツ協会）公認スポーツ指導者資格等の有資格者で姫路市が認める場合には、この限りでない
- 第4項 保護者育成会からの指導参画は指導者資格の保有に関係なく妨げないが、節度は保つこと
- 第5項 18歳未満で指導者資格を有する指導者については、保護者育成会の承認を経る

第14条（事故の責任）

会員は本会の活動に際しては諸規程を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い、自己責任において行動するものとする。適切な指導において生じた不慮の傷害事故に対しては、本会および本会指導者に損害賠償等を請求できないものとする

第15条（個人情報の管理）

- 第1項 本会の活動において生じた個人情報は、本会にて適切管理し、円滑な運営を目的とした範囲内で使用することができる
- 第2項 本会は、下記に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に開示又は提供をすることはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護措置が、開示又は提供先において確保されるよう努める
 - 1. 指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合
 - 2. 法令等により開示・提供が求められた場合
- 第3項 本会の指導者、会員、保護者、その他関係者は、本会の活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外使用をすることが無いように徹底する
- 第4項 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年 法律第57号）及び関係法令等を遵守し、適切に保護しなければならない

第16条（本会の休会・解散）

本会事務局は、次に掲げる事由で休会・解散する場合は、運営主体に届出を行う

1. 保護者育成会総会の決議
2. 目的とする事業の遂行が不能となったとき
3. チームの合併

第17条（その他・細則）

本規約に定めない事項及び運営上必要な規則の変更および追加・細則は保護者育成会総会又は保護者会の決議により定める

附則

この規約は、2026（令和8）年7月1日に制定し、令和8年度中学総体の翌日から本施行する